

## 令和3年度 JEES・青木建設国際奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、公益財団法人俊道国際奨学会からのご支援により、「JEES・青木建設国際奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

## 記

## 1 目的

本奨学金は、日本で学ぶ外国人留学生に対して経済的支援を行うことにより、学術の振興に寄与する国際的な教育・芸術・文化等の交流を促し、日本と諸外国との国際理解と友好親善に寄与することを目的とする。

## 2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である公益財団法人俊道国際奨学会は、株式会社青木建設創立 40 周年を記念して昭和 62 年に設立されて以来、日本と諸外国との国際理解と友好親善に寄与することを目的とし、外国人留学生に対し奨学支援等を行ってきた。本奨学金は、平成 30 年度末の同財団解散に伴い、その財産を継承し、留学生への奨学支援事業を継続するために設立したものである。

## 3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和 3 年 4 月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士課程または博士課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。在留資格は「留学」とする。
- (2) 将来日本と諸外国の間の交流促進と、友好親善に貢献する意欲のある者。
- (3) 本奨学金の受給期間中、他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (4) 留学の目的または計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

## 4 採用人数

11 名

## 5 支給内容

月額奨学金 100,000 円

## 6 支給期間

令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで

## 7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

## 8 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。ただし、日本語で書かれたものに限る。) 1 通
  - (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1 葉
  - (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1 通
- ※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。

## 9 応募・推薦書類の提出期限

令和2年11月27日（金）本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和3年1月を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

## 11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 受給者は、本奨学金支給期間中及び受給終了後本協会または寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をすること。

## 13 奨学金の支給の休止または終了および決定取り消し

- (1) 受給者が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
  - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学、または留年(相当すると認められる場合を含む)した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

## 14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 本奨学金の受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する奨学金は除く。)
- (4) 所属大学の留学制度を利用して海外に留学する場合、長期欠席または休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することができない。

## 15 個人情報の取り扱い

### (1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、あらかじめ本人の同意がない限り、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式または交流会等の開催のため。
- ④ 本協会実施の学生援助プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12階  
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

**【学内連絡先】**  
国際教育課留学生支援係  
[kokusai.shien@ynu.ac.jp](mailto:kokusai.shien@ynu.ac.jp)

以上